

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	小城市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和5年12月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	【生活保護の決定及び実施等に関する業務】 市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的としている。 また、外国人においても日本国民に対する生活保護に準じた取り扱いによって必要と認める保護を行う。 【医療扶助オンライン資格確認導入に関する事務】 ①生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～④は社会保険診療報酬支払基金へ委託
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバシステム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
世帯名簿、医療扶助資格ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 15の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 (3)番号法第9条第2項 (4)小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1 4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 26の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 (3)番号法第19条第9号 (4)小城市情報手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項 別表第2 4の項 【提供の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の2、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	社会福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	社会福祉課 TEL 0952-37-6107

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	担当部署の名称変更	福祉課	社会福祉課	事後	
担当部署 所属長の変更		社会福祉課長 水田正秀	社会福祉課長 深町 治広	事後	
平成29年6月12日	1③システムの名称の追加	総合案内窓システム	統合宛名システム	事前	
令和2年5月29日	1. 対象人数 いつ時高の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	2. 取扱者数 いつ時高の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年5月29日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	小城市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱に当たり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	小城市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱に当たり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和2年5月29日	3.法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第9条第1項 別表第一 15の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一 15の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	事後	
令和2年5月29日	4.②法令上の根拠	（照会の根拠） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 26の項 （提供の根拠） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 26の項 9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.31.37.38.42.50.53.54.61.62.64.70.87.94.104.106.108.116.120の項	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第7号 別表第二 26の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 【提供の根拠】 (1)番号法 第19条第7号 別表第二 9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.31.37.38.42.50.53.54.61.62.64.70.87.94.104.106.108.116.120の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和5年3月6日	4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第7号 別表第二 26の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 【提供の根拠】 (1)番号法 第19条第7号 別表第二 9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.31.37.38.42.50.53.54.61.62.64.70.87.94.104.106.108.116.120の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 26の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 (3)番号法第19条第9号 (4)小城市情報手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項 別表第2 4の項 【提供の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.31.37.38.42.50.53.54.61.62.64.70.87.94.104.106.116.120の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	法改正による修正
令和5年3月6日	1.対象人数	1,000人以上1万人未満 令和2年1月1日時点	1,000人未満（任意実施） 令和5年1月1日時点	事後	
令和5年3月6日	2.取扱者	令和2年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年12月7日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【生活保護の決定及び実施等に関する業務】 市は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活に困難する方に対し、その困難の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的としている。 また、外国人においても日本国民に対する生活保護に準じた取り扱いによって必要と認める保護を行う。 【医療扶助オンライン資格確認導入に関する事務】 ①生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～④は社会保険診療報酬支払基金へ委	【生活保護の決定及び実施等に関する業務】 市は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活に困難する方に対し、その困難の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的としている。 また、外国人においても日本国民に対する生活保護に準じた取り扱いによって必要と認める保護を行う。 【医療扶助オンライン資格確認導入に関する事務】 ①生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②～④は社会保険診療報酬支払基金へ委	事後	
令和5年12月7日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等		
令和5年12月7日	2.特定個人情報ファイル名	世帯名簿	世帯名簿、医療扶助資格ファイル		
令和5年12月7日	4.②法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 26の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 (3)番号法第19条第9号 (4)小城市情報手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項 別表第2 4の項 【提供の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.30.31.37.38.42.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.113.116.120の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の2、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第59条の3	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 26の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 (3)番号法第19条第9号 (4)小城市情報手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項 別表第2 4の項 【提供の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.30.31.37.38.42.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.113.116.120の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の2、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第59条の3		